

# (仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第14回平成21年5月20日開催 午後7時00分から午後8時55分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、喜治委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員  
議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員  
行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、折戸委員

傍聴者 2名

## 1 座長より

### (1) 本日の進め方について

条例の基本的考え方(総則)について  
今後の検討連絡会議の進め方について

まず、区民検討会議、議会及び行政(専門部会)から資料2から資料4により、それぞれの検討経過や議論について報告を頂くこととした。

次に、今後の検討連絡会議の進め方については、区民検討会議、議会及び行政(専門部会)の「検討項目一覧」をもとに、3者により「項目のすりあわせ、項目の単位、どのような項目順序にするのか」を議論し、意見交換をしていくこととした。

## 2 議題

### (1) 条例の基本的考え方(総則)について

区民検討会議は高野副座長から、議会は根本副座長から、行政(専門部会)は藤牧副座長から順にそれぞれの資料に基づいて、経過説明・報告を行った後、質疑、意見交換をした。

高野副座長(区民検討会議)

いろいろな多くの盛り込むべき事項から、今回は「区民主権」、「住民自治・団体自治」ということを話し合った。

「区民が自治の担い手として地域の課題を解決する」の「自治の担い手」という文言の中に主権者としてどのような意味合いを含んでいるのか、区民主権とか住民主権とかを、自治基本条例の中に何らかの形で明文化する必要がある、と言う委員がいる。したがって、「条例の基本理念」としてこの辺を引き続き議論していくこととした。

また、区民と住民との定義についても議論することとした。

住民の定義については、「住所を有するもの」の範囲、また、事業者(法人)を含めるのか合意にいたっていない。今後、各論でその都度、検討することとした。

「区民」の定義は概ね合意されたが、法人については事業者とするのか要確認とする。

住民自治・団体自治については、「新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される。」としたが、もう少しわかりやすい文章を引き続き検討する。

逐条説明はつけなくても済むようにしたい。...などの議論をしてきた。

根本副座長(議会)

総則・原則については、総則は目的、用語の定義、原則は理念とした。

子どもにも分かるものになりたいということは全員一致した。

区民と区民等を定義する。

区民は、区内に住所を有する人、区内で働く人、区内で学ぶ人とする。

区民等は、区民に区内で事業を営む事業者、区内で活動する団体を、加えたものとする。

その他住所の無い納税者や来街者などは、定義に触れないこととした。「住民」は、法で定義されているのでここでは触れない、など色々議論してきた。

理念と原則については、「理念」は目指すべき方向を表現するものであり、原則は、その理念を具体化する政策、施策に通じるものとし、今後、再度議論して詰めていくこととしている。

理念に入れ込むものは、「市民主権・人権の尊重・地球平和の追求・国際性多文化共生」としたい。

原則については、理念に基づいてどのように議論するのかということで、「参画と協働・情報の共有・多様性の尊重・自己決定自己責任・地域自治の尊重(地区内分権)」から議論しようということになった。

藤牧副座長(行政・専門部会)

条例の基本的考え方として「総則」とし、「目的、用語の定義、基本理念・基本原則」とした。

検討方法としては、先行している自治体の条例を参考にしつつ、区の基本構想などを加味し検討してきた。

目的としては、

- 1 新宿区における自治の基本理念と基本原則を定める。
- 2 区民の権利と責務、区議会、区長等の役割と責務を定める。
- 3 自治に基づく区政運営の原則等を定めることにより地方自治の本旨を確立する。

これらをもって、な都市(地域社会)を実現することをこの条例の目的とする。

新宿区の基本構想として、新宿力、やすらぎとにぎわいのある、あるいは、豊かな... というところで議論してきた。

用語の定義については、

区民

- 1 区内に住所を有する人、区内で働き・学ぶ人、区内で地域活動を行う人。
- 2 区内で事業を営む事業者と区内で活動する地域活動団体。

関係者を広い概念で捉えたが、その内訳をそれぞれ定義することについては、今後の検討において、定義すべき用語を条例に用いる必要性が生じたときに検討していくこととした。基本構想における「区民」とも共通している。

基本理念・基本原則については、どちらがということではなく、盛り込む項目として洗い出した。

- 1 自治の目指すもの
- 2 住民自治
- 3 団体自治
- 4 区政運営など

今後、基本理念・基本原則の区分、内訳は検討していくこととしている。これらの4項目以外に何かあれば今後追加していく。

質疑、意見交換

辻山座長からの投げかけから始まり、区民検討会議、議会及び行政(専門部会)の各委員から活発な質疑・意見が交わされた。

各委員からは、「協治について」「市民主権(区民主権)の使い方について」「市民の捕らえ方」、そして「ガバナンスとは」などなど様々な視点、角度からの議論・意見交換を行った。

「薄い区民・濃い区民」など区民(等)については、「2種類」とし、今後ゆるやかな合意を形成しよう座長から指摘があった。

座長から「区民検討会議、議会及び行政(専門部会)のそれぞれの意見などは大きくは違ってはいないのでないか。それぞれの視点からの議論・意見をうまく活かしながら、章別編成(すみわけ)の検討を要するのではないか。」との提案があった。

(2) 今後の検討連絡会議の進め方について

辻山座長から、「『区民検討会議の検討項目』(ペース)に合わせて、今日の議論を踏まえたうえで『理念と目的』について検討しましょうか。」との提案があった。

3 次回の検討連絡会議の開催について

- (1) 開催日 6月25日(木)
- (2) 開始時間 19時～(2時間程度の討議を目的)
- (3) 場 所 第2委員会室

午後8:55分終了